

化学物質管理促進法の概要

— P R T R 制度、M S D S 制度 —

H21.7

化学物質管理促進法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として制定されました。

化学物質管理促進法は P R T R 制度と M S D S 制度の大きな 2 つの柱から成り立っています。

I P R T R 制度の概要

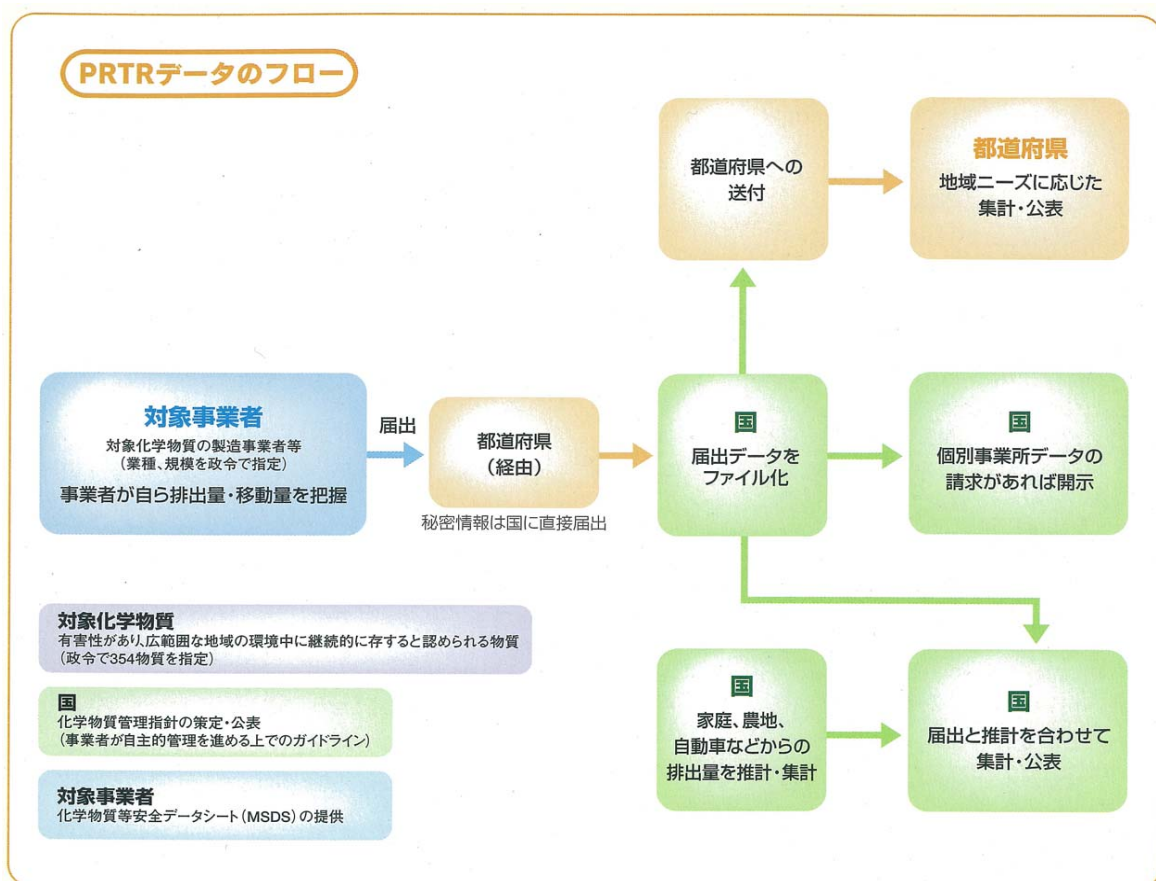
P R T R は、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に 1 回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。

P R T R によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では 1999（平成 11）年、化学物質管理促進法により制度化されました。



I-1 対象化学物質

届出の対象となる化学物質は「第一種指定化学物質」として定義されています。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として、計462物質が指定されています。そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として15物質が指定されています。

※ここ「第一種指定化学物質」を参照して下さい。

I-2 対象事業者

P R T R制度の対象事業者は、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者であり、具体的には次の(1)～(3)の要件全てに該当する事業者となります。

(1) 対象業種

下記の対象業種一覧に示す24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者対象業種とあて先（大臣）

●あて先(大臣)一覧

業種名	あて先(大臣)	業種名	あて先(大臣)
金属鉱業	経済産業大臣	ガス業	経済産業大臣
原油・天然ガス鉱業	経済産業大臣	熱供給業	経済産業大臣
製造業		下水道業	国土交通大臣
食品製造業	農林水産大臣	鉄道業	国土交通大臣
飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	農林水産大臣	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	国土交通大臣
酒類製造業	財務大臣	石油卸売業	経済産業大臣
たばこ製造業	財務大臣	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	経済産業大臣
繊維工業	経済産業大臣	自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	経済産業大臣
衣服・その他の繊維製品製造業	経済産業大臣	燃料小売業	経済産業大臣
木材・木製品製造業(家具を除く。)	経済産業大臣	洗濯業	厚生労働大臣
	農林水産大臣	写真業	経済産業大臣
家具・装飾品製造業	経済産業大臣	自動車整備業	国土交通大臣
パルプ・紙・紙加工品製造業	経済産業大臣	機械修理業	経済産業大臣
出版・印刷・関連産業	経済産業大臣	商品検査業	経済産業大臣
化学工業(以下を除く。)	経済産業大臣	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	経済産業大臣
塩製造業	財務大臣	一般産業廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	環境大臣
医薬品製造業	厚生労働大臣	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	環境大臣
農薬製造業	農林水産大臣	医療業(*)	厚生労働大臣
石油製品・石炭製品製造業	経済産業大臣	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	文部科学大臣
プラスチック製品製造業	経済産業大臣	自然科学研究所(注1)	経済産業大臣
ゴム製品製造業	経済産業大臣		環境大臣
なめし革・同製品・毛皮製造業	経済産業大臣		財務大臣
窯業・土石製品製造業	経済産業大臣		文部科学大臣
鉄鋼業	経済産業大臣		厚生労働大臣
非鉄金属製造業	経済産業大臣		農林水産大臣
金属製品製造業	経済産業大臣		国土交通大臣
一般機械器具製造業	経済産業大臣		防衛大臣
電気機械器具製造業(以下を除く。)	経済産業大臣		
電子応用装置製造業	経済産業大臣		
電気計測器製造業	厚生労働大臣		
輸送用機械製造業(以下を除く。)	経済産業大臣		
鉄道車両・同部分品製造業	国土交通大臣		
船舶製造・修理業、船用機関製造業	国土交通大臣		
精密機械器具製造業(以下を除く。)	経済産業大臣		
医療用機械器具・医療用品製造業	経済産業大臣		
	厚生労働大臣		
	農林水産大臣		
武器製造業	経済産業大臣		
その他の製造業	経済産業大臣		
電気業	経済産業大臣		

(*)医療業は平成22年4月1日から対象業種となります。

(注1)自然科学研究所については、主たる研究対象に最も近い事業が属する業種によりあて先を判断してください。

(注2)国の機関については、その営む事業にかかわらず、当該機関を所管する大臣をあて先としてください。

また、地方公共団体の公務については、その営む事業が属する業種を所管する大臣をあて先としてください。

○上記以外の複数の大臣名が記載されている業種については、いずれかの大臣あて届出を行っても構いません。

○公務は、その行う業務の外形に着目して業種の分類を行い、結果として分類された業種が上記の対象業種であれば同様に届出対象を整理してください。

○業種の説明は、ホームページに掲載しておりますので御参照ください。

○本表は、事業者の届出の便宜に資するよう参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な

所管の整理に何ら予断を与えるものではありません。

(2) 従業員数

常用雇用者数が 21 人以上の事業者

(本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が 21 人以上の事業者)

(3) 取扱量等

次のいずれかに該当する事業者

①いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上の事業所を有する事業者

②いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上の事業所を有する事業者

(①、②については、対象物質の中には化合物に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。)

③金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建築物、工作物その他の施設を設置している事業者

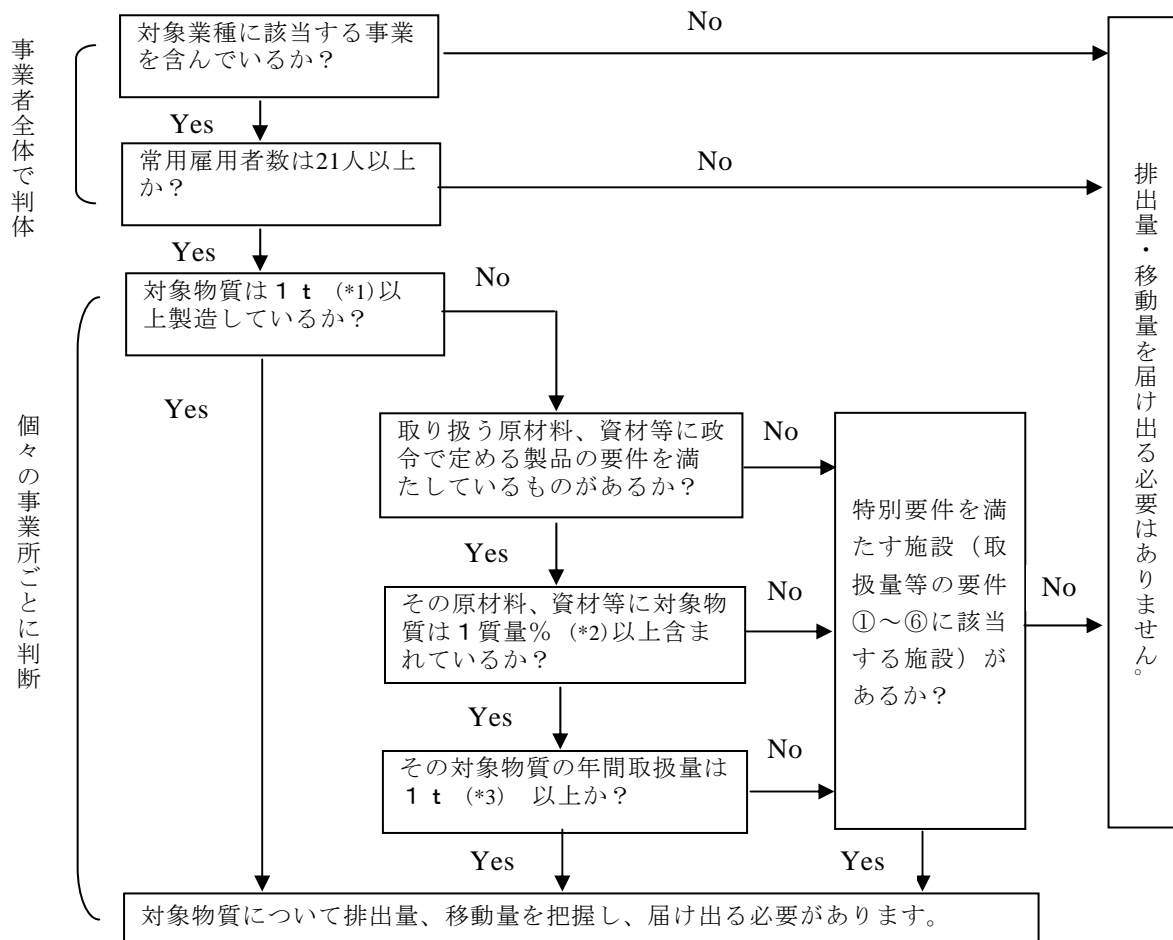
④下水道業を営み下水道終末処理施設を設置している事業者

⑤ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分場を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者

⑥ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

※ 年間取扱量：対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量

判定フロー図



(*1) 特定第一種指定化学物質は 0.5 t

(*2) 特定第一種指定化学物質は 0.1 質量%

(*3) 特定第一種指定化学物質は 0.5 t

I-3 排出量・移動量の把握

(1) 算出の方法

以下の方法により排出量・移動量を算出します。この際、物質群として指定されている第一種指定化学物質については、当該元素（無機シアン化合物についてはシアン）量に換算した量を排出量・移動量とし、ダイオキシン類については、TEQ換算量（2,3,7,8-ベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算した量）を排出量・移動量とします。

- ①物質収支を用いる方法
- ②実測値を用いる方法
- ③排出係数を用いる方法
- ④蒸気圧、溶解度等の物性値を用いる方法
- ⑤その他、的確に排出量を算出できると認められる方法

これらの方法による算出の基本的考え方等について解説した各種マニュアルが整備されています。

● **P R T R** 排出量等算出マニュアル（PDF版）：経済産業省・環境省（平成16年1月版）

- ・排出量等の算出の基本的考え方等について掲載
- ・各ページがPDFファイルのため、配布や印刷に適しています。

● 業種別排出量等算出マニュアル：独立行政法人中小企業基盤整備機構、各業界団体

- ・業界団体等が作成した業種別のマニュアルで、より詳細な内容となっています。

● **P R T R** 排出量等算出マニュアル（電子版）：経済産業省・環境省（平成16年4月版）

- ・排出量等の算出の基本的考え方等について解説した算出マニュアルについて、インターネットによりWebブラウザで利用可能としたものです。
- ・パソコンの画面上で御覧いただくためのマニュアルです。
- ・電子版の算出マニュアルから、排出量等の算出がシステムにより行える「**P R T R** 排出量等算出システム」に移動することができます。

● 化学物質排出把握管理促進法 **P R T R** 排出量算出支援システム：独立行政法人製品評価技術基盤機構

- ・**P R T R** 対象化学物質の製造量、使用量、取扱量等に関するデータから数式を用いた排出量の算出（排出係数を用いる方法）を支援するシステムです。
- ・化学物質の製造・使用工程ごとに算出します。
- ・パソコンにダウンロードプログラムをインストールして利用するものです。

(2) 排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握します。

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壌への排出（埋立処分によるものを除く）
- ④当該事業所における埋立処分

(3) 移動量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握します。

- ①下水道への移動
- ②当該事業所の外への移動（①によるものを除く）

I-4 届出方法

把握を行った排出量・移動量について、把握を行った翌年度の4月1日から6月30日の間に、届出書を提出することとなっています。

(1) 届出事項

- ①事業者名
- ②事業所名及び所在地
- ③事業所において常時使用される従業員の数
- ④事業所において行われる事業が属する業種
- ⑤排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

(2) 届出書の作成・提出方法及び提出書類

届出書の作成・提出方法は以下の3つの方法から選ぶことができます。

①紙面による届出

届出書を紙で作成し、各都道府県市の窓口へ持参又は郵送で届出を行う方法です。

②インターネット等による届出（電子届出）

届出書（届出ファイル）をプログラムで作成し、各都道府県市の窓口へインターネット等で届出を行う方法です。（窓口への持参又は郵送の必要がありません。）

なお、電子届出を行う前には、「電子情報処理組織使用届出書」を各都道府県市の窓口を持参又は郵送で提出し、電子届出に必要な識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）等を入手しておく必要があります。

③磁気ディスク（FD）による届出

届出書（届出ファイル）をプログラムで作成し、届出書（届出ファイル）を保存したFD等及び磁気ディスク提出票を各都道府県市の窓口へ持参又は郵送で届出を行う方法です。

P R T R制度についての詳しい内容は、下記環境省、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

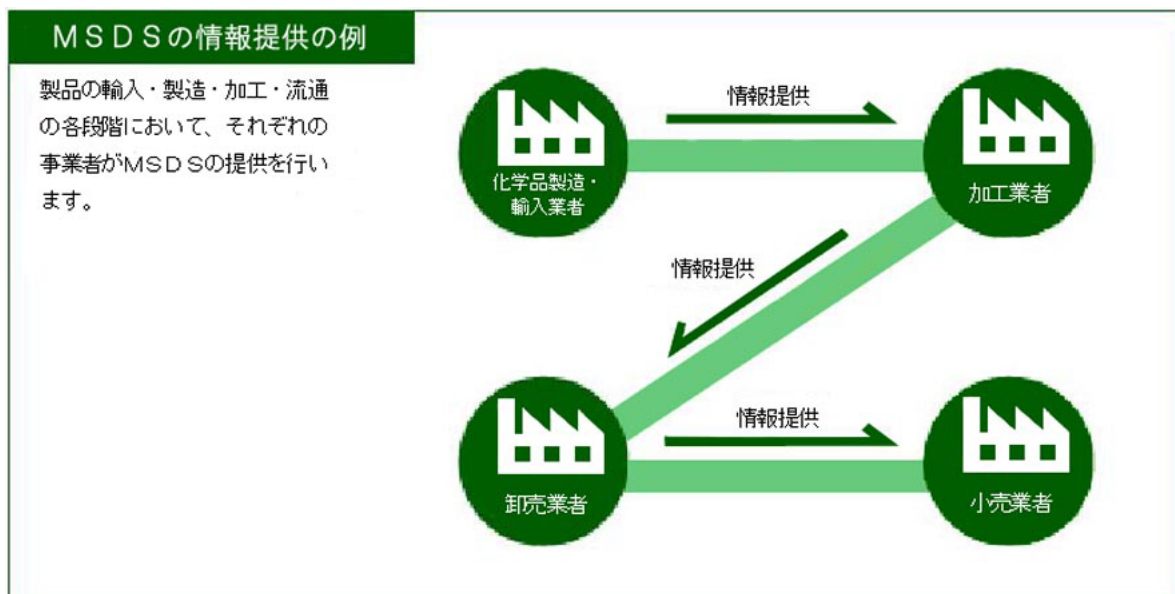
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

II MSDS制度の概要

化学物質の管理を適正に行っていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があります。

「化学物質等安全データシート」(MSDS: Material Safety Data Sheet)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品について、このMSDSを提供することが義務化されました(法第14条)。



II-1 対象化学物質

(1) 対象物質

MSDS制度においては、具体的には、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められる物質として、計462物質が指定されています(化管法政令改正、公布平成20年11月21日:把握開始平成22年4月1日)。

第一種指定化学物質	P R T R制度、MSDS制度の対象物質	462物質
第二種指定化学物質	MSDS制度のみの対象物質	100物質
合 計		562物質

※ 別添の「第一種指定化学物質」、「第二種指定化学物質」を参照して下さい。

(2) 対象製品

MSDS制度の対象となる製品は、対象化学物質(第一種及び第二種)を一定割合以上(1質量%以上。ただし、特定第一種のみ0.1質量%以上)含有する製品であり、代表的な種類としては、化学薬品、染料、塗料、溶剤等が挙げられます。

なお、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が少ないと考えられる製品については、事業者の負担等を考慮し、例外的にMSDSの提供を要しないこととしています。

例外とされるのは、以下のような製品です。

- ①対象化学物質の含有量が少ないもの。
 - ・対象化学物質の含有量が1%未満（特定第一種指定化学物質は0.1%）の製品。
- ②固形物（粉状や粒状のものを除く）
 - ・金属板や管等
- ③密封された状態で使用する製品。
 - ・乾電池等
- ④一般消費者用の製品
 - ・家庭用洗剤、殺虫剤等
- ⑤再生資源
 - ・金属くず、空き缶等

II-2 対象事業者

MSDS制度の対象事業者は、MSDSの対象化学物質又は対象製品について他の事業者と取引を行うすべての事業者が対象となります。製品の場合は、一定の要件に該当するものは対象外となります。

すなわち、PRTTR制度と異なり、MSDS制度には業種の指定、常用雇用者数及び年間取扱量の要件はありません。

<対象事業者の要件比較>

区 分	MSDS制度	(参考) PRTTR制度
対象業種	全ての業種	政令で指定する対象業種（24業種）
事業者規模	常用雇用者数にかかわらず対象 (小規模事業者も対象)	常用雇用者数21人以上の事業者が対象
年間取扱量	年間取扱量にかかわらず対象	1 t 以上が対象 (特定第一種指定化学物質は 0.5 t 以上)

※義務を遵守しない事業者には、経済産業大臣による勧告及び公表措置が行われる場合があります。（法 15 条関係）

なお、MSDSは事業者間での取引において提供されるものであり、提供先はあくまで事業者となりますので、一般消費者は提供の対象ではありません。

II-3 作成、提供方法

(1) 作成方法

MSDSは、国内規格である JIS Z7250 及び国際規格である ISO11014-1（両者は同内容）においてその記述内容が標準化されており、既にこれらの書式に従ってMSDSが作成され、提供が幅広く行われています。

これら標準に基づくMSDSを提供することで本法上の義務を果たすことができることから、当省としては、JIS Z7250 に基づきMSDSを作成することを推奨しています。また、MSDSは、日本語で作成することが義務付けられています。

●記載しなければならない事項

1. 製品名、含有する対象化学物質の名称・政令上の号番号・種類、含有率(有効数字2けた)
2. MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
3. 化学物質が漏出した際に必要な措置

4. 取扱上及び保管上の注意
5. 物理的・化学的性状
6. 安定性・反応性
7. 有害性・暴露性
8. 廃棄上及び輸送上の注意

その他、以下の事項についても記載することができます。

9. 有害性・暴露性の概要
10. 応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等
11. 適用される法令
12. 9～11の他、MSDSを提供する事業者が必要と認める事項

(2) 提供方法

MSDSの提供は、事業者間の取引に際して日常的・反復継続的に行われるものであり、その提供方法は、取引の実態に即した形となることが適当です。このため、MSDSの提供方法として、文書又は磁気ディスク（フロッピーディスク）による交付が原則ですが、情報伝達手段として一般的なファクスや電子メールの送信、ホームページへの掲載等の方法についても、取引の相手方の承諾を得ている場合は認められます。

また、同じ事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して取引する場合において、既に当該MSDSが提供されているときには、そのたびごとに提供を行う必要はありません。（ただし、相手方からMSDSの提供を求められた際には提供義務が生じます。）

一方、MSDSを提供する際の様式については、特段定められていません。つまり、必要な情報が相手方に伝達されるという目的が果たされる限りにおいて、MSDSの書式（フォーマット）は、作成を行う事業者が任意に決定してもよいこととなります。

例えば、提供すべき項目のうち、ある項目に係る情報（対象化学物質の含有率など）のみを別添として提供するような方法も可能です。

MSDS制度についての詳しい内容は、下記経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 FAX 092-733-5592